

未来に向かって環境のトータルアドバイザー

RIKKA REPORT

立華株式会社 静岡県富士市本市場 422 01 〒416-0906 : 清水営業所
TEL 0545-61-8402 FAX 0545-63-9654 URL <http://www.rikka.co.jp> E-mail info@rikka.co.jp

【弊社は2013年8月8日に、「立華工業株式会社」から「立華株式会社」へ社名変更しました。今後ともより一層のお引き立ての程、よろしくお願い致します。】

厚生労働省は厚生科学審議会の答申を受けて、亜硝酸態窒素を水道水の水質基準項目に追加改正することになりました。

今回追加予定の水道基準項目

項 目	基 準 値(案)
亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下

水道事業者は、水質基準項目の検査を定期的 to 実施し、需要者に情報提供をすることとなっています。

施行予定日 平成26年4月1日

水道法の水質基準項目・特定建築物(ビル管)項目・細菌検査などの水質検査についてのお問い合わせは下記担当者まで

環境分析部 加藤雅士、城所 亨
分析2課 池田博一、入野一人
営業部 望月久彰

富士市本市場422の1 TEL 0545-61-8402 FAX 0545-63-9654

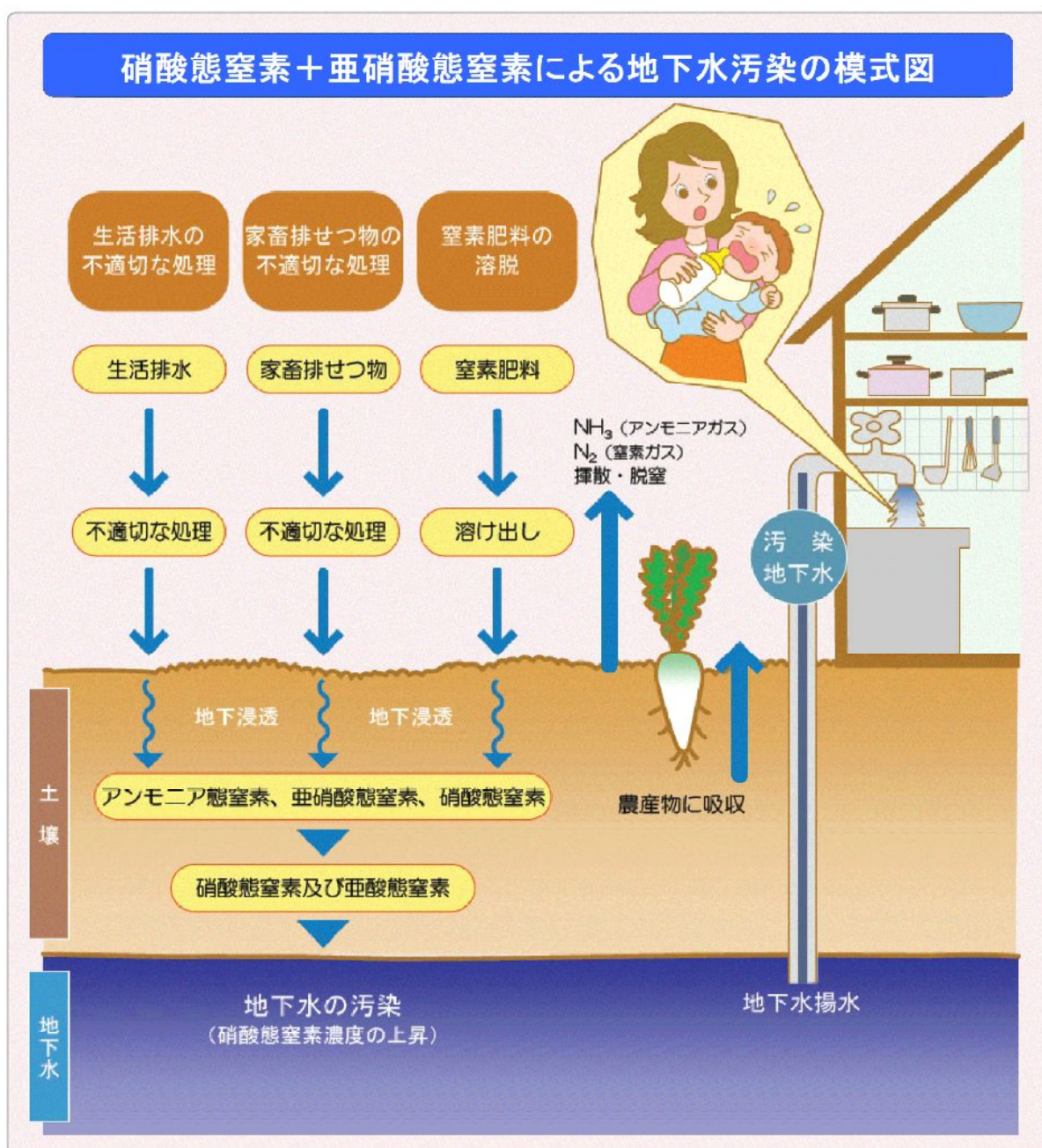
1. 亜硝酸態窒素とは

亜硝酸態窒素は硝酸態窒素とともに、土壌、水、植物中のあらゆる場所に存在しますが、無味、無臭、無色透明であり、飲み水に含まれていても気づくことはありません。また、水に溶けやすく、土壌に保持されにくいいため、地下水や河川に溶けやすい性質を持っています。

亜硝酸態窒素が一定量以上含まれる水を摂取すると、主に乳児を中心として血液の酸素運搬能力が失われる「メトヘモグロビン血症」を引き起こし、血液中の酸素が少なくなり、最悪の場合、窒息死に至ることがあります。

汚染の主な原因は、生活排水、家畜排泄物及び農地で用いられる肥料です。

その汚染は面的な広がりを持ち、広範囲に及ぶことが多いこと、また、一度汚染されると自然には浄化されにくい特徴があることから、汚染の未然防止が重要な対策となります。

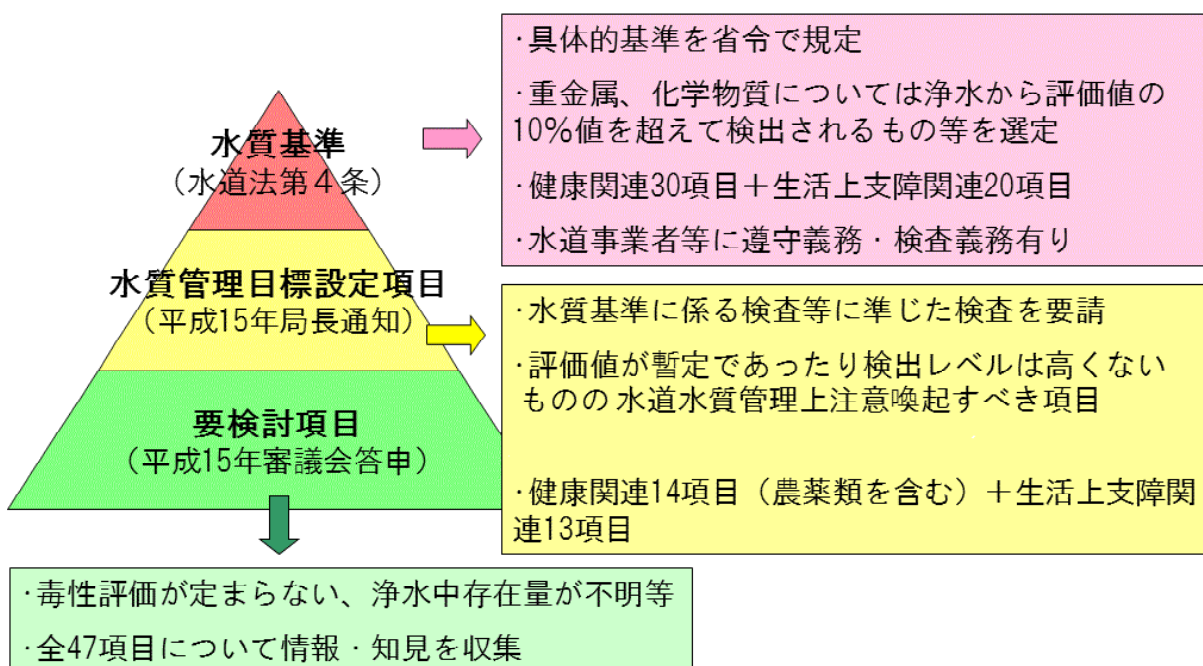


2. 水道水質基準について

水道法第4条に基づく水質基準は、水質基準に関する省令(平成15年5月30日厚生労働省令第101号)により、定められています。

水道水は、水質基準に適合するものでなければならず、水道法により、水道事業者等に検査の義務が課せられています。

水質基準以外にも、水質管理上留意すべき項目を「**水質管理目標設定項目**」、毒性評価が定まらない物質や、水道水中での検出実態が明らかでない項目を「**要検討項目**」と位置づけ、必要な情報・知見の収集に努めています。水道事業者は、水質基準の検査について、水質検査計画を策定し、需要者に状況を提供することとなっています。



3. 今回の水質基準の改正について

平成25年7月22日付で内閣府食品安全委員会より通知された、水道により供給される水の水質基準改正に係る食品健康影響評価(亜硝酸態窒素)に基づき、水質基準に関する省令(平成15年5月30日厚生労働省令第101号)の一部を改正し、亜硝酸態窒素に係る基準(0.04mg/L)が追加されました。

今回は水質基準以外に下記についても改正される予定です。

表 亜硝酸態窒素に係る水質基準等の設定案

項 目	基準等(案)	
水 質 基 準	0.04mg/L以下であること	
薬 品 基 準	0.004mg/L以下であること	
資 機 材 材 質 基 準	0.004mg/L以下であること	
給水装置浸出性能基準	水栓その他末端給水用具	0.004mg/L以下であること
	末端以外の給水用具又は給水管	0.04mg/L以下であること

4. 水道水の水質基準と排水基準の関係について

水道水（飲料水）の水質基準は、WHO飲料水ガイドラインなどをもとに、主に人の健康への影響を考慮し、一生飲み続けても健康に影響が生じないレベルを想定して、厚生労働省が基準を設定しています。

環境省が定める環境基準の健康項目（人の健康の保護に関する環境基準）は、これらWHO等が飲料水の水質ガイドライン設定に当たって広く採用している方法をもとに、他の暴露源からの寄与を考慮しつつ、水質汚濁に由来する食品経路の影響（長期間摂取を想定した影響）をもとに水質汚濁に係る環境基準値が設定されています。

■人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）とは

水環境の汚染を通じて、人の健康に影響を及ぼすおそれがある項目が選定されています。27 物質[※]の濃度について、全国一律の基準値が設けられています。

■健康項目はどのようにして選ばれるのか

人の健康に影響を及ぼす毒性や水環境中の存在状況等の観点から、水環境の汚染を通じて人の健康に影響を及ぼすおそれがあり、対策を適切に講じていく必要があると考えられる物質が、対象となります。

■健康項目の基準値はどのようにして決められるのか

科学的な調査から得られた知見をもとに、十分な安全性を考慮し、生涯にわたって摂取をしても健康に影響が生じないレベルとして、基準値が設定されます。基準値は、人が直接口にする場合の健康影響（飲用）を基本に、水質汚濁を由来とする食品の影響（魚介類への濃縮）を考慮して設定されます。

※人の健康保護に関する環境基準（健康項目）27物質は以下になります。
 カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン

排水基準は、基本的にはこれら環境基準を達成することを目的に定められています。

排出水の水質は公共用水域において、通常少なくとも約10倍程度に希釈されることを想定した結果をもとに、健康項目の排水基準は、環境基準の原則10倍のレベルに設定されています。

